

# 第1章 総則

## 第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

## 第2節 推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域は、宮崎県内では本町を含む全市町村が指定されている。

## 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

南海トラフ地震に係る防災対策に関し、宮崎県・町をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、第1編 総則 第2節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱に掲げる事務または業務とする。